

第2章 成果目標

1 計画の成果目標

障がい福祉計画および障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行や就労支援、障がい児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化、障がい福祉サービス等の質の向上等について、成果目標を設定することとしています。

本市においても、第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画において設定した成果目標の進捗状況を踏まえ、次のとおり令和8年度を目標年度とする新たな成果目標を定めます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することが成果目標として示されていましたが、本市では、過去の実績を踏まえ下記のとおり目標値を設定しました。地域生活移行者数は、0人でした。

■前回計画の成果目標と実績

項目	数値等
【目標値】令和5年度末までの地域生活移行者数 (地域移行者数4人÷令和元年度入所者数65人×100≒6.2)	4人(6.2%)
【実績値】令和4年度末までの地域生活移行者数	0人

②本計画の成果目標

[国の基本指針]

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

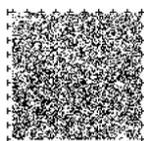
[県の考え方]

- 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

【市の考え方と目標】

◇令和4年度末時点の施設入所者数は62人です。令和8年度末までの数値目標については、令和4年度末の施設入所者数から4人(6.5%)が地域生活へ移行することをめざします。

◇また、障害者施設入所者数は、県の考え方を踏まえ、施設入所者の削減数の目標値は設定しません。



◆本計画の成果目標

項目	数値等
令和4年度末時点の入所者数	62人
令和8年度末までの地域生活移行者数	4人(6.2%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催等を成果目標として掲げました。

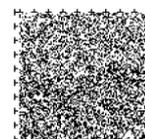
本市では、埼玉北地区地域自立支援協議会*（地域移行・地域定着支援部会）や、幸手保健所精神障害者地域支援体制構築会議が圏域における協議の場として機能しており、成果目標については達成している状況です。

■前回計画の成果目標と実績

項目		数値等		
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数 ※1	目標値	年5回		
	実績値	12回(令和4年度)		
協議の場への関係者の参加者数 ※1	目標値	各年度延べ100人		
	実績値	250人(令和4年度)		
協議の場における目標設定 ※2	目標値	有		
	実績値	有		
協議の場における評価の実施回数 ※2	目標値	年1回		
	実績値	年1回		
精神障がい者のサービス利用者数の見込み		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援の利用者数(実人数)	目標値	5人	5人	5人
	実績値	1人	2人	2人
地域定着支援の利用者数(実人数)	目標値	3人	4人	4人
	実績値	5人	6人	7人
共同生活援助の利用者数(実人数)	目標値	13人	14人	15人
	実績値	17人	22人	22人
自立生活援助の利用者数(実人数)	目標値	3人	4人	4人
	実績値	0人	0人	0人

※1 埼玉北地区地域自立支援協議会地域移行・地域定着支援部会の開催数および参加数

※2 埼玉北地区地域自立支援協議会での目標設定および評価



②本計画の成果目標

[国の基本指針]

- 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- 令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率については 84.5%以上および入院後 1 年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。

[県の考え方]

- 国基本指針のとおり。

【市の考え方と目標】

- ◇入院中の精神障がい者の退院に関する目標値は、埼玉県が設定するものであるため、県との連携の中で目標達成に向けた取組を推進します。
- ◇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、下記のとおり目標を定めます。

◆本計画の成果目標

項目	数値等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	12 回	12 回	12 回
協議の場への関係者の参加者数	250 人	250 人	250 人
協議の場における目標設定	有	有	有
協議の場における評価の実施回数	2 回	2 回	2 回
地域移行支援の利用者数（実人数）	3 人	3 人	4 人
地域定着支援の利用者数（実人数）	7 人	7 人	8 人
共同生活援助の利用者数（実人数）	25 人	25 人	25 人
自立生活援助の利用者数（実人数）	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	1 人	1 人	1 人

(3) 地域生活支援の充実

①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、令和 5 年度末までに圏域で地域生活支援拠点等*を充実することを成果目標として掲げ、埼葛北地区地域自立支援協議会*の構成市町と連携し、圏域で地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討を実施することとしました。



■前回計画の成果目標と実績

項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
地域生活支援拠点等*の確保・充実	充実	充実
運用状況の検証および検討の実施回数	年1回	年2回
市町村又は圏域における強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	整備 ※	未整備

※埼玉北地区地域自立支援協議会*構成市町との協定により整備予定

②本計画の成果目標

[国の基本指針]

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。
- 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

[県の考え方]

- 国基本指針のとおり。

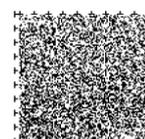
【市の考え方と目標】

◇埼玉北地区地域自立支援協議会の構成市町と共同で実施する地域生活支援拠点等整備事業の着実な運用を図るとともに、機能充実に向けた運用状況の検証・検討を年1回以上実施していきます。

◆本計画の成果目標

項目	数値等
地域生活支援拠点等における支援体制および緊急時の連絡体制の構築	有
運用状況の検証・検討実施回数	年2回
強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備	有※

※埼玉北地区地域自立支援協議会構成市町との協定により整備



項目	数値等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等*の設置数	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人	1人	2人
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行に関する以下の3つの成果目標を掲げました。令和元年度の実績をみると、「ア. 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数」を除き、概ね目標は達成している状況です。

■前回計画の成果目標と実績

ア. 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

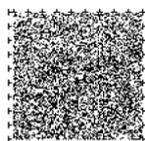
項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
令和5年度の一般就労移行者数	8人 (1.60倍)	6人
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	4人 (1.33倍)	5人
就労継続支援（A型）を通じた一般就労移行者数	3人 (1.50倍)	1人
就労継続支援（B型）を通じた一般就労移行者数	1人 (—)	0人

イ. 就労定着支援事業の利用率

項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合	7割程度	4割

ウ. 就労定着支援事業開始後の職場定着率

項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
令和5年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	10割



②本計画の成果目標

[国の基本指針]

- 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業およびB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。
- 就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

[県の考え方]

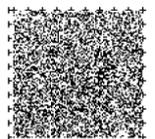
- 国基本指針のとおり。

【市の考え方と目標】

◇令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が、6人以上となることをめざします。

◆本計画の成果目標

項目	数値等	
一般就労移行者数	6人	1.5倍
(就労移行支援事業)一般就労移行者数	6人	1.5倍
(就労継続支援A型)一般就労移行者数	2人	皆増
(就労継続支援B型)一般就労移行者数	2人	皆増
(就労定着支援事業等)就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	3事業所	6割
就労定着支援事業所数	2事業所	4割
就労定着支援事業の利用者数	10人	1.43倍



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、次の成果目標を掲げました。令和4年度時点では、概ね達成していますが、重症心身障がい児に係る目標で未達成となっています。

■前回計画の成果目標と実績

項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備 ※市外の事業所において実施	有	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所	0か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置数	1か所	1か所
医療的ケア児コーディネーターの配置数	4人	4人

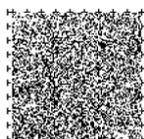
②本計画の成果目標

[国の基本指針]

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、県および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

[県の考え方]

- 国基本指針のとおり。



【市の考え方と目標】

◇ 埼葛北地区地域自立支援協議会*構成市町と連携し、支援体制を強化した児童発達支援センターのさらなる設置など、障がい児支援の体制整備に努めます。

◆ 本計画の成果目標

項目	数値等
児童発達支援センターの設置	2 か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 か所以上
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所以上
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場	有
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、次の4つの成果目標を掲げました。令和4年度時点ではいずれの指標でも達成しています。

■ 前回計画の成果目標と実績

項目	数値等	
	目標	実績
総合的・専門的な相談支援	体制の構築	有
相談支援事業所への訪問による専門的な指導・助言件数	28 件/年	46 件/年
相談支援事業所の人材育成への支援件数	14 件/年	36 件/年
相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回/年	46 回/年

② 本計画の成果目標

[国の基本指針]

- ・ 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター*を設置（複数市町村による共同設置可）する。

[県の考え方]

- ・ 国基本指針のとおり。



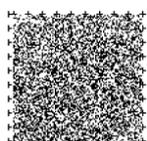
【市の考え方と目標】

埼玉北地区地域自立支援協議会*構成市町共同で、基幹相談支援センター*や障害者生活支援センター、地域生活支援拠点を設置し、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を図る体制を継続します。

◆本計画の成果目標

項目	数値等
基幹相談支援センターの設置	設置
協議会における個別事例検討の実施体制の確保	有

項目	数値等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数	40件	40件	40件
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	30件	30件	30件
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数	14回	14回	14回
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	40回	40回	40回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	3人	3人	3人
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	12回	12回	12回
	35事業所	35事業所	35事業所
専門部会の設置数、実施回数	6部会	6部会	6部会
	41回	41回	41回



(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、次の3つの成果目標を掲げました。令和4年度時点では計画どおり進捗しています。

■前回計画の成果目標と実績

項目	数値等	
	目標	実績
障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用（人／年）	10人／年	10人／年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制検討	有
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	継続実施	継続実施

②本計画の成果目標

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、都道府県および区市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【県の考え方】

- 国基本指針のとおり。

【市の考え方と目標】

障がい福祉サービスの質の向上のための取組を推進します。

◆本計画の成果目標

項目	数値等
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有

項目	数値等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	14人	18人	22人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	12回	12回	12回

